

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社は、スタートアップやベンチャーキャピタルを含め、国内外の様々な企業との連携・協働を通じて、既存ビジネスの変革、新規事業の創出、社会課題の解決に取り組めます。

b. グリーン化の取組

当社は、「再生可能エネルギーの導入」、「ZEB・ZEHの開発」、「グリーン調達」等、脱炭素社会の実現を目指した各種取り組みをサプライチェーンと一体となって推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、「信頼を未来へ」という企業理念のもと、これまで積み重ねてきた「信頼」を大切に、取引先の皆様と公正・公平な取引を行うとともに、緊密なコミュニケーションの実現に努めています。

また、当社グループでは、事業にかかわるすべての取引先の皆様を対象とする「サステナブル調達基準」を策定し、当社が重要と考える9つの項目（法令等の遵守、人権の尊重、健全な労働慣行・労働環境の確保、公正な事業活動、安全性及び品質の確保・向上、環境への配慮、地域社会との共存、BCPの策定・構築、サプライチェーンにおける協働）を明文化しています。今後も、本調達基準についてご理解・ご協力をいただけるよう、取引先の皆様との対話を継続し、サプライチェーン全体でサステナブル調達に取り組んでいきます。

2023年4月10日

東京建物株式会社

代表取締役 社長執行役員 野村 均